

【改善措置状況】

調剤薬局における薬剤服用歴管理指導の徹底について

—京都行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省京都行政評価事務所(所長:根上純一)は、当事務所に寄せられた行政相談を端緒に、調剤薬局による薬剤服用歴管理指導の実態を調剤薬局利用者にアンケート調査するとともに、民間有識者で構成する「京都行政苦情救済推進会議」(市田ひろみ座長)での意見聴取を踏まえて、平成28年3月1日、近畿厚生局京都事務所に対し、調剤薬局への必要な指導等の検討を求めるあっせんをしました。

この結果、平成28年3月29日、近畿厚生局京都事務所から、①保険薬局等に対し集団指導時等の機会を利用して薬剤服用歴管理指導料の算定要件及びプライバシー保護の重要性について指導、②必要に応じ地方公共団体と連携し、保険薬局のプライバシー保護の向上を図る旨の回答がありました。

【行政相談の要旨】

定期的に通い薬を受け取りに調剤薬局を利用しているが、請求書の明細を見ると薬剤服用歴管理指導料が計上されている。薬の内容や飲み方などは分かっており、薬剤師もお薬手帳を渡しながら体調を質問する程度で、薬に関してほとんど説明することもなく手渡している。それなのに薬剤服用歴管理指導料を請求するのはおかしいのではないか。

【当事務所のあっせん内容】

- ① 近畿厚生局京都事務所は、保険薬局・保険薬剤師に対し、集団指導、個別指導等の機会を利用して、患者に対する薬の服用方法等の確認・指導の実施状況を確認の上、適正な薬剤服用歴管理指導料の算定等について指導する必要がある。
- ② 薬剤服用歴管理指導に際しては、患者等のプライバシーへの配慮が重要となることから、自らの取組の必要性を十分認識するよう、保険薬局に対し、改めて周知徹底を図るとともに、必要に応じて医薬品医療機器等法に基づき薬局に係る事務を行う地方公共団体と連携し、保険薬局におけるプライバシー保護の向上を図る必要がある。

【近畿厚生局京都事務所の回答要旨】

- ① 調剤報酬改定時の集団指導(平成28年3月27日)において薬剤服用歴管理指導料の算定要件及び保険薬局のプライバシー保護の重要性について、配付資料で言及するとともに口頭で指導を実施した。
 - ・ 上記以外の集団指導、個別指導においても管内保険薬局等への周知を行う。
 - ・ 近畿厚生局ホームページへの掲載により保険薬局等への周知を実施した(平成28年3月24日)。
 - ・ 京都府薬剤師会へ管内保険薬局等に対する周知を依頼した(平成28年3月29日)。
- ② 必要に応じて、地方公共団体と連携し、保険薬局のプライバシー保護の向上を図る。

【本件連絡先】

京都行政評価事務所行政相談課(谷尻)
TEL:075-802-1188 FAX:075-802-1180